第20期
定時株主総会招集ご通知

開催日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前９時）

開催場所

大阪市北区梅田二丁目５番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪
４階 ザ・リッツ・カールトン・ボールルーム
※末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。

お知らせ

本定時株主総会より当日ご出席の株主様へお配りしておりました「お土産」は取りやめさせていただきます。

「スマート招集」のご案内

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/3252/

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※ 上記方法での議決権行使は１回に限ります。
※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

JINUSHI
ビジネス

**新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご出席については、ご自身の体調をお確かめの上、慎重なご判断をお願い申しあげます。
議決権につきましては、書面またはインターネット等による事前行使をご活用くださいますようご推奨申しあげます。**

日本商業開発株式会社
証券コード　3252

株主の皆様へ

2020年４月７日をもちまして、創業20周年を迎えることとなりました。



株主の皆様には、平素から格別のご高配を賜りまして厚く御礼を申しあげます。

第20期定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された方々及びご関係者の皆様、感染症の拡大により影響を受けられている皆様に、心よりお見舞いを申しあげます。また、感染予防や診療などのため、日夜業務に従事する医療関係者の皆様へ心より敬意を表します。

当期も「JINUSHIビジネス」の拡大と機関投資家の皆様からの不動産運用ニーズに応えるべく、案件の仕入を計画どおり推し進める中、昨夏に不動産市況の変化を予測し、「財務体質の強化に関するお知らせ」（2019年10月11日発表）に記載のとおり、①総資産回転率（不動産の仕入から売却までの期間の短縮）及び自己資本比率等財務指標の改善②有利子負債の削減による新規の資金調達力の拡大③開発利益の早期獲得を目的として、当初計画に加えて保有する販売用不動産のうち約220億円分を早期売却し、有利子負債の大幅な削減等の財務体質の強化に取り組んでまいりました。

この結果、連結売上高は過去最高を更新し741億円、営業利益は52億円、経常利益は45億円、親会社株主に帰属する当期純利益は31億円となり、当初予想を上回る業績を上げることができました。

また、当社がスポンサー会社となり、当社100％子会社の地主アセットマネジメント株式会社が運用する、底地特化型リート「地主リート」は、４年目も機関投資家の皆様の不動産運用ニーズにより必要募集額を上回る運用資金を獲得でき、資産規模は約820億円となり、2021年３月期に1,000億円以上という規模に向けて順調に成長しております。

当社は2020年４月７日をもちまして、創業20周年を迎えることとなりました。これまでの経験を活かし、このような経済情勢であるからこそ、グループ社員一同、心を新たにして一層邁進いたします。

株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご支援を賜りますよう心よりお願い申しあげます。

2020年6月

代表取締役社長　松岡 哲也

証券コード　3252
2020年６月８日

株　主　各　位

大阪市中央区今橋四丁目１番１号
日本商業開発株式会社
代表取締役社長 松　岡　哲　也

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、株主の皆様におかれましては、可能な限り、書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権の行使についてのご案内」（３頁～４頁）に従いまして、2020年６月24日（水曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月25日（木曜日）午前10時（受付開始時刻：午前９時）

２．場　　所　大阪市北区梅田二丁目５番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪
４階 ザ・リッツ・カールトン・ボールルーム
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第20期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第20期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.ncd-jp.com）に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の３つの方法がございますが、**新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて、株主の皆様におかれましては、可能な限り、書面またはインターネット等による議決権の事前行使**をお願い申しあげます。

1 当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

2020年６月25日（木曜日）午前10時開催

2 書面郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

2020年６月24日（水曜日）午後５時30分到着分まで

3 インターネット等による議決権行使



インターネット等により議決権を行使される場合は、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、ご行使ください。
ご不明な点がございましたら、次頁「３．インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先について」に記載の証券代行ウェブサポート専用ダイヤルへお問い合わせください。

2020年６月24日（水曜日）午後５時30分受付分まで

スマートフォンでの議決権行使は
「スマート行使」をご利用ください

スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りください。

スマート招集

当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。
表紙のURLまたはQRコードによりアクセスいただきご覧ください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス（https://www.web54.net）

2．議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、2020年６月24日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後５時30分）となっておりますので、お早目の行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、同一の方法により、重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先について

本ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
（電話）0120－652－031（受付時間）９：00～21：00

4．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、当事業年度の業績、今後の事業展開ならびに必要な内部留保を考慮しながら、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。また、内部留保した資金については、今後の事業展開のための有効投資等に充当する考えであります。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき55円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,005,711,245円となります。

③剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) その他、条文の新設・削除に伴い条数の変更及び字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生ずるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 （削　除） (3) 会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条～第11条　（条文省略）	第６条～第11条　（現行どおり）

現行定款	変更案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第17条　　（条文省略）	第12条～第17条　　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
（新　設）	２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（取締役の選任方法） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。	（取締役の選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２～３　　（条文省略）	２～３　　（現行どおり）
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削　除）

現行定款	変更案
（新　設）	3．補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第21条～第22条　（条文省略）	第21条～第22条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知）	（取締役会の招集通知）
第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第24条　（条文省略）	第24条　（現行どおり）
（取締役会の決議の省略）	（取締役会の決議の省略）
第25条　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	第25条　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任）
	第26条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役の報酬等）	（取締役の報酬等）
第26条　取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	第27条　取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。
第27条　（条文省略）	第28条　（現行どおり）

現行定款	変更案
第５章　監査役及び監査役会	（削　除）
（監査役の員数）	（削　除）
第28条　当会社の監査役は、３名以内とする。	
（監査役の選任方法）	（削　除）
第29条　監査役は株主総会において選任する。	
２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
（監査役の任期）	（削　除）
第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。	
２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
（常勤監査役）	（削　除）
第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	
（監査役会の招集通知）	（削　除）
第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	
２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	
（監査役会規程）	（削　除）
第33条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	
（監査役の報酬等）	（削　除）
第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	

現行定款	変更案
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。	（削　除）
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第29条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　設）	（監査等委員会規程） 第30条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第36条～第37条　（条文省略）	第31条～第32条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第33条　会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

現行定款	変更案
第７章　計　算	第７章　計　算
第39条～第42条　　（条文省略）	第34条～第37条　　（現行どおり）
（新　設）	附　則
（新　設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、第20期定時株主総会終結前の行為に関し、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（５名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）４名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	松岡　哲也（まつおか　てつや） （1961年７月10日生）	1986年４月　兼松都市開発株式会社入社 2000年４月　当社設立 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） JINUSHI USA INC.代表取締役社長	6,332,900株
	［取締役候補者とした理由］ 松岡哲也氏は、当社の創業社長であり「JINUSHIビジネス」モデルの創設者であります。迅速で的確なバランス感覚のある経営判断により、当社を現在の規模まで導いてまいりました。今後も当社にとって不可欠のリーダーであると判断し指名いたしました。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	原田 博至（はらだ ひろし） （1966年11月24日生）	1990年４月　兼松株式会社入社 1999年11月　京セラ株式会社入社 2000年９月　日本駐車場開発株式会社入社 2003年８月　株式会社マーケットメイカーズ取締役 2004年12月　当社入社 2006年11月　当社取締役 2007年７月　当社取締役 大阪営業本部長 2013年６月　当社常務取締役 大阪営業本部長 2016年７月　当社常務取締役 大阪営業本部長兼名古屋営業本部長 2017年１月　当社専務取締役 大阪営業本部長兼名古屋営業本部長 2018年３月　当社専務取締役 大阪・名古屋営業管掌 2018年４月　当社専務取締役 大阪営業本部・名古屋営業本部管掌兼東京営業本部副本部長 2019年２月　当社専務取締役 営業本部管掌 2019年６月　当社専務取締役 社長室長 2019年12月　当社専務取締役 営業統括 東京支店長兼海外事業本部長（現任）	－株
	［取締役候補者とした理由］ 原田博至氏は、不動産市場を熟知、高い営業手腕を見込まれ、2006年11月に取締役に就任。広く不動産市場に精通していること及び人脈の広さを評価し、「JINUSHIビジネス」の拡大に貢献できる最高営業責任者として適任であると判断し指名いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	入江 賢治（いりえ けんじ） (1970年3月28日生)	1990年４月　兼松都市開発株式会社入社 2000年10月　当社入社 2005年６月　当社取締役 財経・総務部長 2005年10月　当社取締役 管理本部長 2008年７月　当社取締役 財務・経理本部長 2017年１月　当社常務取締役 財務・経理本部長 2018年４月　当社常務取締役 経営管理本部・財務本部管掌兼財務本部長 2019年６月　当社常務取締役 財務本部長（現任）	262,100株
	［取締役候補者とした理由］ 入江賢治氏は、財務・経理の経験が豊富であり管理能力を期待され、2005年６月に取締役に就任。土地の仕入に係る資金調達及び財務戦略を行う最高財務責任者として適任であると判断し指名いたしました。		
4	松本 和也（まつもと かずや） (1965年７月24日生) 新　任	1989年４月　矢作建設工業株式会社入社 2012年10月　当社入社 2017年６月　当社名古屋営業本部 副本部長（名古屋支店長） 2018年３月　当社名古屋営業本部長（現任）（名古屋支店長）	15,000株
	［取締役候補者とした理由］ 松本和也氏は、名古屋支店長として「JINUSHIビジネス」の拡大を推進し、名古屋圏の経験が豊富であること、人脈の広さを評価し、同氏のこれまでの実績及び識見から、当社の取締役として適切な人材であると判断し指名いたしました。		

（注）１．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．各取締役候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	西村　浩之（にしむら　ひろゆき） (1958年８月11日生) 新　任 社外取締役 独立役員	1983年４月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2008年10月　韓国外換銀行入行 大阪支店コンプライアンス・オフィサー 2013年４月　同行日本地域統括コンプライアンス・オフィサー 2015年９月　ＫＥＢハナ銀行 日本地域統括コンプライアンス・オフィサー（現任）	－株
	［監査等委員である社外取締役候補者とした理由］ 西村浩之氏は、金融機関においてコンプライアンス部門の責任者として培われた豊富な知識・経験等を有することから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し指名いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	清水（しみず） 章（あきら） (1957年11月10日生) 新任 社外取締役 独立役員	1981年４月　清水会計事務所入所（現任） 1989年４月　朝日監査法人（現有限責任　あずさ監査法人）入所 1993年８月　公認会計士登録 2000年８月　株式会社フェイス社外監査役（現任） 2000年10月　税理士登録 2006年11月　当社監査役就任（現任） 2016年７月　東銀座監査法人　社員（現任） （重要な兼職の状況） 東銀座監査法人　社員 株式会社フェイス　社外監査役	18,500株
	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 清水　章氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上場企業の監査役の経験を活かし、また公認会計士及び税理士としての専門的な見地から職務を適切に遂行できる人物であり、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し指名いたしました。なお、同氏の社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって13年７ヶ月となります。		
3	谷口（たにぐち） 嘉広（よしひろ） (1946年７月30日生) 新任 社外取締役 独立役員	1969年４月　倉敷紡績株式会社入社 1993年３月　同社企画開発部長 1996年４月　同社綿合繊企画部長 1998年11月　同社繊維製品部長 2000年６月　同社常勤監査役 2006年９月　株式会社アラミス監査役（現任） 2010年６月　倉敷紡績株式会社常勤監査役退任 2013年６月　当社監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アラミス　監査役	1,000株
	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 谷口嘉広氏は、上場企業の常勤監査役としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営全般に対する監査と有効な助言ができる人物であり、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し指名いたしました。なお、同氏の社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって７年となります。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	志和 謙祐（しわ けんすけ） （1978年12月11日生） 新任 社外取締役 独立役員	2006年10月 弁護士登録 北浜法律事務所・外国法共同事業入所 2014年１月 志和綜合法律事務所開業 所長 2018年６月 当社取締役就任（現任） 2018年７月 弁護士、志和・髙橋綜合法律事務所（現任）	－株
	［監査等委員である社外取締役候補者とした理由］ 志和謙祐氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての企業法務に関する高い専門性や豊富な知識・経験等を有することから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し指名いたしました。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。		

（注）１．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．各監査等委員である取締役候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
３．清水　章氏、谷口嘉広氏及び志和謙祐氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
４．西村浩之氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める社外役員の独立性基準を満たしております。なお、原案どおり選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
５．清水　章氏、谷口嘉広氏及び志和謙祐氏は当社との間で、会社法第423条第１項の責任について、法令が定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
６．西村浩之氏につきましては、原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第１項の責任について、法令が定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2015年６月25日開催の第15期定時株主総会において年額800,000千円以内（うち社外取締役分50,000千円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額800,000千円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は５名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は４名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は４名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものとします。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の向上を背景とした個人消費の持ち直し等により、緩やかな回復基調から始まったものの、米中貿易摩擦の長期化や中国経済の減速等の影響に加え、2019年10月の消費税率引上げに伴う個人消費マインドの変化など、先行きは不透明な状況で推移いたしました。足下では新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による需要の減少により、景況感は悪化しております。さらに、インバウンドの急減に加え、各種イベントの休止や政府等からの外出自粛要請による需要の低迷もあり、コロナ禍が収束するまでは、景気は厳しい状況が続くものと予測されます。

なお、不動産及び不動産金融業界におきましては、引き続き主要都市部を中心としてオフィスビルの空室率は低水準を維持しました。また、商業地の需要につきましても好調なインバウンド市場を背景に、堅調に推移しておりましたが、年度末に差しかかって一転し、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、景況感は悪化しております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、「JINUSHIビジネス」のさらなるマーケット拡大と機関投資家からの不動産運用ニーズに応えるべく、案件の仕入を計画どおり推し進める中、昨夏に不動産市況の変化を予測し、「財務体質の強化に関するお知らせ」（2019年10月11日発表）に記載のとおり、①総資産回転率（不動産の仕入から売却までの期間の短縮）及び自己資本比率等財務指標の改善②有利子負債の削減による新規の資金調達力の拡大③開発利益の早期獲得を目的として、当初計画に加えて保有する販売用不動産のうち約220億円分を早期売却し、有利子負債の大幅な削減等の財務体質の強化に取り組んでまいりました。この結果、総資産回転率は0.85回（前期0.48回）、自己資本比率は31.8％（前期21.7％）、営業キャッシュフローは29,681,305千円（前期△28,020,748千円）と大幅な財務指標の改善が実現しております。

財務戦略としましては、リーマンショックの教訓を活かし、開発案件の借入金は財務制限条項が付いておらず、借入金の返済期間は５～30年超の長期借入金であり、途中弁済（約定弁済を除く）も求められないことを実現しております。なお、当社グループにおける当連結会計年度末の現金及び預金残高（連結）は21,850,515千円であり、常に積極的な土地

の仕入活動を行うために、手元流動性を高めております。
　また、当社がスポンサー会社となり、当社100％子会社の地主アセットマネジメント株式会社が運用する、底地特化型リート「地主プライベートリート投資法人（以下「地主リート」という。）」へ2020年１月10日に17案件を売却（売却価格26,075,000千円）し、当連結会計年度末の「地主リート」の資産規模は約820億円となり、2021年３月期に1,000億円以上という規模に向けて順調に成長しております。
　以上の結果、当連結会計年度の売上高は74,187,219千円（前期比86.2％増）、営業利益は5,244,670千円（同17.9％増）、経常利益は4,599,463千円（同6.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,177,475千円（同18.3％増）となりました。

（事業部門別売上高）

事業部門	売上高（千円）	構成比（％）	前連結会計年度増減比（％）
不動産投資事業	73,533,039	99.1	89.9
サブリース・賃貸借・ファンドフィー事業	647,543	0.9	16.5
企画・仲介事業	6,635	0.0	△96.6
合計	74,187,219	100.0	86.2

②設備投資の状況
　当連結会計年度中におきまして、「JINUSHIビジネス」の名古屋圏仕入拡大に伴う人員増加に対応するため、名古屋支店を移転いたしました。
　それに伴い、建物ならびに工具器具及び備品として144,135千円の設備投資を行いました。

③資金調達の状況
　当社グループは、当連結会計年度におきましても、新規販売用不動産を取得するために自己資金を戦略的に活用するとともに、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、金融機関３行との間でコミットメントライン契約6,700,000千円、及び金融機関4行と借入枠設定契約22,300,000千円をそれぞれ締結しております。これにより大口の不動産投資案件にも対応できる為、案件の仕入の幅を広げる事が可能となっております。
　一方、総資産回転率及び自己資本比率等、財務指標の改善を目的として、三井住友ファイナンス＆リース株式会社の100％子会社である「ＳＭＦＬみらいパートナーズ株式会社」、みずほリース株式会社の100％子会社である「エムエル・エステート株式会社」の

それぞれと販売用不動産の包括売買取引に関する売買枠（各30,000,000千円）を設定し、期初計画に加えて保有する販売用不動産約22,000,000千円分を早期売却、借入金の返済により有利子負債の削減等の財務体質の強化を実現いたしました。

この結果、当連結会計年度においては複数の有力金融機関から総額41,538,870千円の借入を行った一方で、総額68,639,515千円の借入を返済しており、当期末における借入金総額は46,473,898千円と、前期末比27,219,945千円の大幅な減少となりました。

大きく改善された財務体質を基に、さらなる成長の為の調達資金の拡大に努めてまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①当社グループの財産及び損益の状況

区　　分	第　17　期 (2017年３月期)	第　18　期 (2018年３月期)	第　19　期 (2019年３月期)	第　20　期 (2020年３月期)
売　　上　　高(千円)	26,614,078	31,260,663	39,834,330	74,187,219
経　常　利　益(千円)	5,181,191	3,044,174	4,327,524	4,599,463
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	6,437,323	1,958,092	2,684,996	3,177,475
１株当たり当期純利益(円)	366.84	109.61	149.30	174.59
総　　資　　産(千円)	56,792,641	67,251,191	99,597,389	75,054,774
純　　資　　産(千円)	19,878,418	20,304,021	21,611,860	23,870,716
１株当たり純資産額(円)	979.32	1,135.12	1,196.94	1,305.43

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出し、１株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。なお、発行済株式数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
２．第20期（当連結会計年度）の状況につきましては、「１．企業集団の現況（1）当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。
３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）を第19期より適用しており、第18期の金額は組替え後の金額で表示しております。

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第　17　期 (2017年３月期)	第　18　期 (2018年３月期)	第　19　期 (2019年３月期)	第　20　期 (2020年３月期)
売　　上　　高(千円)	23,894,094	29,301,320	35,868,061	72,827,432
経　常　利　益(千円)	3,753,035	3,257,300	4,055,428	4,861,623
当　期　純　利　益(千円)	7,154,331	2,236,810	2,711,515	3,375,318
１株当たり当期純利益(円)	407.70	125.21	150.78	185.46
総　　資　　産(千円)	43,865,058	54,399,000	88,762,701	67,545,797
純　　資　　産(千円)	13,871,991	15,107,602	17,054,625	19,710,501
１株当たり純資産額(円)	775.19	844.25	944.31	1,077.92

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づいて算出し、１株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。なお、発行済株式数につきましては、自己株式数を控除した株式数によっております。
２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）を第19期より適用しており、第18期の金額は組替え後の金額で表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
地主アセットマネジメント株式会社	150,000千円	100%	投資法人の資産の運用に係る業務
JINUSHI USA INC.	500千$	100%	不動産投資事業
ニューリアルプロパティ株式会社	5,000,000千円	100%	不動産事業、海外ＰＦＩ事業
ｸﾏｶﾞｲ ｵｰｽﾄﾗﾘｱ ﾌｧｲﾅﾝｽ PTY.ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	5,352千A$	100%	海外ＰＦＩ事業及びこれらに関連する事業

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社４社を含め、18社であります。
なお、2020年２月26日に特定子会社であるクマガイ インターナショナル リミテッドの清算を決議しております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は『「JINUSHIビジネス」を通じて安全な不動産投資商品を創り出し、世界の人々の資産を守る一翼を担う。』ことを経営理念として掲げ、安定的な収益が長期にわたって見込め、追加投資のかからない独自の不動産投資手法「JINUSHIビジネス」を基本戦略に事業を展開しております。また、不動産で資金を運用する機関投資家の皆様のニーズに応えることで社会に貢献し、結果として、高い成長と企業価値の向上を実現し、あらゆるステークホルダーの信頼を得られるよう邁進しております。

当社グループを取り巻く経営環境は、国内経済は、通商問題を巡る海外経済の動向や、金融資本市場の変動の影響、さらには新型コロナウイルスの感染拡大により、先行きは不透明な状況で推移すると予測しております。とりわけ、新型コロナウイルスの世界規模での急速な感染拡大について、各国は緊急的な対応に追われており、わが国経済のみならず世界経済への深刻かつ長期的な影響が懸念されております。

一方で、2020年３月末時点の当社が展開する「JINUSHIビジネス」のテナントは、生活必需品を扱うスーパー、ホームセンター、ドラッグストアをはじめとした生活必需品を取扱う業種（物流を含む）などで８割を構成しており、このようなテナントは「巣ごもり消費」により、おおむね業績好調であります。当社グループの翌連結会計年度の方針といたしましては、引き続き「JINUSHIビジネス」を中心に新規販売用不動産の仕入に注力し、増収増益を目指してまいります。また、「地主リート」につきましては、第21期（2021年3月期）には1,000億円以上の資産規模へと着実に推し進めてまいります。

また、「JINUSHIビジネス」の海外（米国）展開につきましては、海外経済の動向に注視しながら、引き続き次の案件の仕入に取り組んでまいります。

資金調達につきましては、従前より借入金の長期化や財務制限条項の撤廃等、金融市場の変動に備えた資金調達を行っており、引き続き強固な財務体質の構築を目指してまいります。

配当政策につきましては、長期的かつ安定的な事業基盤の強化のために必要な内部留保の充実をはかるとともに、株主の皆様への利益還元を狙いとして、安定した配当を継続することを基本方針としております。また、業績動向を踏まえた配当とすることも同様に重要と考えております。

当社は、2020年４月７日をもちまして、創業20周年を迎えることとなりました。これもひとえに皆様の温かい御厚情の賜物と厚く御礼申しあげます。これまでの20年間の経験を活かし、このような経済情勢であるからこそ、グループ社員一同、心を新たにして一層邁進いたします。

株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご支援を賜りますよう心よりお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、不動産投資事業、サブリース・賃貸借・ファンドフィー事業、企画・仲介事業を行っており、各事業は以下のとおりであります。

事業セグメント名	事　業　内　容
不動産投資事業	当社グループのビジネスモデルである「JINUSHIビジネス」の手法により、当社が開発した不動産投資商品を地主リートや投資家等に売却する事業を行っております。
サブリース・賃貸借・ファンドフィー事業	当社グループが土地所有者から土地を借り受けて土地の借り手であるテナントに転貸するサブリース事業、当社保有の物件をテナントに賃貸する賃貸借事業及びファンド等からの不動産の運営管理であるプロパティマネジメント等を受託し、また投資法人の資産運用委託報酬を得るファンドフィー事業を行っております。
企画・仲介事業	当社グループ独自のノウハウをコンサルティングで提供する企画事業及び不動産の売買を仲介する仲介事業を行っております。

(6) 主要な営業所（2020年３月31日現在）

①当　社

本　　社	大阪市中央区今橋四丁目１番１号 淀屋橋三井ビルディング４階
東京支店	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号 新丸の内ビルディング13階
名古屋支店	名古屋市中村区名駅四丁目７番１号 ミッドランドスクエア10階

（注）名古屋支店は、2020年２月３日付をもって、名古屋市中村区名駅一丁目１番１号 ＪＰタワー名古屋14階から上記住所へ移転しました。

②子会社

地主アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号 新丸の内ビルディング13階
JINUSHI USA INC.	米国 デラウエア州
地主フィナンシャルアドバイザーズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号 新丸の内ビルディング13階
ニューリアルプロパティ株式会社	福井県福井市西方一丁目３番18号 （東京本社：東京都千代田区九段北四丁目２番22号）

(7) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

①当社グループの従業員数

従業員数	前期末比増減
73名	4名増

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48名	6名増	41.8歳	4.0年

（注）従業員数には、当社から他社への出向者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,076,000千円
株式会社徳島大正銀行	3,849,873
株式会社みずほ銀行	3,749,000
株式会社新生銀行	3,640,000
株式会社関西みらい銀行	3,564,534
三井住友信託銀行株式会社	3,439,875
城北信用金庫	2,202,865
株式会社池田泉州銀行	1,912,500
株式会社百五銀行	1,729,500
株式会社静岡銀行	1,641,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年３月31日現在）

①発行可能株式総数　　48,000,000株

②発行済株式の総数　　18,285,800株（自己株式141株を含む）

③株　　主　　数　　17,434名

④大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
松岡哲也	6,332,900株	34.63%
西羅弘文	367,500	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	326,300	1.78
入江賢治	262,100	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	251,800	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	249,300	1.36
永岡幸憲	200,000	1.09
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	163,200	0.89
株式会社ニチレイ	156,000	0.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	141,000	0.77

（注）持株比率は、自己株式（141株）を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

③その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松　岡　哲　也	JINUSHI USA INC.　代表取締役社長
専務取締役	永　岡　幸　憲	フィンテック事業本部長 地主フィナンシャルアドバイザーズ株式会社　代表取締役社長 ニューリアルプロパティ株式会社　代表取締役社長
専務取締役	原　田　博　至	営業統括 東京支店長兼海外事業本部長
常務取締役	入　江　賢　治	最高財務責任者、財務本部長
取締役	志　和　謙　祐	弁護士、志和・髙橋綜合法律事務所
常勤監査役	尾　﨑　一　義	
監査役	清　水　　章	公認会計士・税理士、東銀座監査法人　社員 株式会社フェイス　社外監査役
監査役	谷　口　嘉　広	株式会社アラミス　監査役

（注）１．取締役志和謙祐氏は、社外取締役であります。
２．監査役尾﨑一義氏、清水章氏及び谷口嘉広氏は、いずれも社外監査役であります。
３．監査役清水章氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．取締役志和謙祐氏ならびに監査役尾﨑一義氏、清水章氏及び谷口嘉広氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。
５．当事業年度中の取締役の担当等の異動
専務取締役　永岡幸憲　2019年 6月１日 東京支店長兼東京第一営業本部長
専務取締役　原田博至　2019年 6月１日 社長室長
常務取締役　入江賢治　2019年 6月１日 財務本部長
専務取締役　永岡幸憲　2019年12月１日 フィンテック事業本部長
専務取締役　原田博至　2019年12月１日 営業統括 東京支店長兼海外事業本部長
６．責任限定契約の内容の概要
当社は、取締役志和謙祐氏ならびに監査役清水章氏及び谷口嘉広氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (1)	337,902千円 (4,152)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	30,216 (30,216)
合計	8	368,118

（注）1．取締役の報酬限度額は、2015年６月25日開催の第15期定時株主総会において年額800,000千円以内（うち社外取締役分50,000千円以内）、また取締役の報酬額には使用人分給与は含まないものと決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、2015年６月25日開催の第15期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

③社外役員に関する事項

ⅰ．重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ⅱ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	志和謙祐	当事業年度開催の取締役会26回のうち23回出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	尾﨑一義	当事業年度開催の取締役会26回すべてに出席し、常勤監査役として日頃より当社営業部門及び管理部門の現場を視察し、業務実態を把握したうえで改善を要請する立場から、議案・審議等について、必要な発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	清水　章	当事業年度開催の取締役会26回のうち24回出席し、公認会計士及び税理士として専門的な見地から、議案・審議等について、必要な発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	谷口嘉広	当事業年度開催の取締役会26回のうち25回出席し、大手上場企業の常勤監査役として培った豊富な経験と見識のもと、議案・審議等について当社のコンプライアンス体制の構築・維持について率直な発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

ひびき監査法人

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,250千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,250千円

(注) 1．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3．当社の子会社であるニューリアルプロパティ株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の会計監査を受けております。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会社の体制及び方針

【1】職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社グループは、内部統制システムがコーポレート・ガバナンスの基幹であり、その整備・運用が取締役の重要な責務であると考えています。また、内部統制システムの整備・運用が、企業の競争力を高め、企業不祥事を回避し、株主をはじめとするステークホルダーにとって企業価値を高めるものであると考えています。

①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ. 当社は、職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。

ⅱ. コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス体制の改正に関する事項、当社に重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題を付議し、審議結果を取締役会に報告する。

ⅲ. 社内において重大な法令違反その他のコンプライアンス違反行為が行われ、また、行われようとしている事実を発見した場合に、匿名で通報できる体制を整えることとする。

ⅳ. 関連する法令の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ⅰ. 人事総務本部長は、文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む。）について関連資料とともに適切に保存し、かつ管理するものとする。

・株主総会議事録
・取締役会議事録
・計算書類
・決裁申請書
・その他経営上重要な文書

ⅱ. 人事総務本部長は、前記ⅰ. に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、文書管理規程に定めた期間保存し、かつ管理するものとする。

ⅲ. 人事総務本部長は、取締役及び使用人に対して、文書管理規程に基づいて文書の保存、管理を適正に行うよう指導するものとする。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ．各本部の担当役員は、自己の担当領域において、リスクマネジメント管理体制を構築する権限と責任を有する。

ⅱ．社内会議等において、各構成員は自己の担当領域において予見されるリスクがある場合は、必ず報告するものとする。

ⅲ．社内会議等において、報告された経営上重要なリスクについては、取締役会へ報告するものとする。

ⅳ．関連する法令の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。

ⅴ．大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置するなどの対策を講じる。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ．定款、社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制をとる。

ⅱ．以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

ａ．取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標に基づく３事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

ｂ．取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき毎期、各本部ごとの業績目標と予算を設定する。

ｃ．各本部を担当する取締役は、各本部が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。

ｄ．月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムにより、月次で迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会及び各取締役に報告する。

ｅ．取締役会は、毎月この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

ｆ．ｅ．の議論を踏まえ、各本部を担当する取締役は、各本部が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

関係会社運営規程その他関連規程を定め、各子会社は、自社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に当社への報告を行うことを義務付ける。

⑥その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ．代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの業務分掌に従い子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

ⅱ．重要な子会社に対しては、取締役又は監査役を派遣し、業務の適正性を確保する。

ⅲ．子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

⑦当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合において当該使用人に関する事項

ⅰ．監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人、という。）を置くことを求めた場合は、取締役会が、必要な人選を行い、監査役の同意を得るものとする。

ⅱ．監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項について指揮・命令することができるものとする。

⑧補助使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ⅰ．補助使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査役の指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮・命令は受けないものとする。

ⅱ．当該使用人に対する人事考課、異動、懲戒処分等の人事権の行使については、事前に監査役と協議を行い、その意見を尊重してこれを行うものとする。

⑨当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ⅰ．取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を直ちに報告しなければならない。

ⅱ．取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。

⑩子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者による当社の監査役への報告に関する体制

当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合や、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査役会又は監査役に対して報告することを徹底する。また、当社は、当社各本部長が定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス・リスク管理等の状況を報告する体制を整備する。さらに、当社は、当社グループの内部通報制度の担当部署が、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する体制を整備する。

⑪監査役等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役等へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。また、内部通報規程においては、内部通報をしたことを理由として、内部通報者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨明記する。

⑫その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ．代表取締役社長は、監査役からの要請に応じて監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、意見交換し、監査が実効的に行われるよう努めるものとする。

ⅱ．取締役は、監査役が取締役会、その他重要な会議に出席し、意見を述べた場合には、これを真摯に聞き監査役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。

ⅲ．取締役又は使用人は、月次の業績及び財務の状況等に関して、定期的に監査役に報告し、議事録、決裁申請書その他業務の執行に関する重要な文書等については、常勤監査役への回付及び閲覧を要するものとし、監査役からの要請があるときは、十分説明するものとする。

ⅳ．内部監査人は、監査役及び会計監査人と常に密接な連携を取りながら監査役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。

ⅴ．監査役は、定期的に会計監査人から会計監査の方法及び結果について報告を受け、意見を交換するものとする。

ⅵ．監査役は、内部監査人から内部監査の報告を受けるほか、適宜、会合をもち情報の交換を行うなど緊密な連携を図るものとする。

ⅶ．監査役は、監査を行うため必要と認められる場合は、当社の費用において弁護士、公認会計士、専門機関等の外部の専門家に調査を委託し、又は意見を求めることができるものとする。

⑬財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するとともに、金融商品取引法に規定する有効かつ適切な内部統制報告書の提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し運用する体制を構築する。また、取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備及び運用状況を監視する。

⑭監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求した場合は、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

⑮反社会的勢力を排除するための体制

ⅰ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断して毅然とした態度で臨む。

ⅱ．反社会的勢力排除体制の整備

a．反社会的勢力及び団体への対処要領で反社会的勢力と対決姿勢を行動指針として示し、その周知徹底を図る。

b．本社人事総務本部を統括部署として反社会的勢力による不当要求に対し断固として拒絶の意思を示す。

c．警察や暴力追放推進センターが主催する連絡会へ参加し、反社会的勢力に関する情報の一元的な管理・蓄積を図りつつそれら専門機関との連携体制を確保する。

【2】職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適正な運用に努めていますが、特に当事業年度において重点的に実施した内部統制上重要な取り組みは以下のとおりです。

①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ．当社は、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催し、審議結果を取締役会に報告しています。

ⅱ．当社は、役員を含む全社員が利用する社内イントラネット上に当社の定款をはじめ、全ての規程類を開示し、全社員が必要に応じてその内容を確認できる体制を構築しています。

ⅲ．当社は、法令違反やその他のコンプライアンス違反が行われ、あるいは行われようとする事実を発見した場合に、内部通報窓口として外部の弁護士事務所を設け、さらに当該内部通報窓口とは別個の、全社員が匿名で通報できる外部機関も設けています。
ⅳ．当社及び子会社は、関連する法令の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、社内イントラネットを通じたメール機能により、その内容を全社員に通知し、必要と判断した場合は研修を実施するものとします。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
ⅰ．当社では、文書管理規程に基づき、業務文書について関連資料とともに適正に保管し、かつ管理しています。特に重要文書については部門ごとに指定された文書保存用キャビネットを使用するとともに、電子キーシステムによりキャビネットを施錠し、開錠時は専用のＩＣカードを使用しないとキャビネットが開かない仕様になっており、ＩＣカードも個人別に厳格に使用状況を管理しています。
ⅱ．当社は、業務文書及びその関連資料について、文書管理規程の別表として設けている保存期間基準表に基づき、保管期間の超過したものや、保管の必要のない文書については溶解処分とするなど、情報漏えいの発生リスクを抑える体制を設けています。

③当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、会計システムを用いて、月次でより迅速に管理会計をデータ化し、取締役会及び各取締役に報告しています。

④子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
ⅰ．当社の内部監査人が必要に応じて子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役社長に報告しています。
ⅱ．子会社の事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、当社の取締役会での報告事項とし、当社の取締役会でその内容を確認しています。
ⅲ．当社の取締役又は使用人が子会社の取締役を兼務している場合、当該子会社において開催される、取締役会を含む重要会議に出席し、当該結果を当社取締役会及び取締役に報告しています。

⑤反社会的勢力を排除するための体制
当事業年度においても、引き続き、反社会的勢力を排除するための勉強会を全社的に（役員を含む全社員を対象に）実施し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する、不当要求に対し断固として拒絶の意思を示すという基本的な考え方を徹底しています。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**66,885,548**	**流動負債**	**7,854,242**
現金及び預金	21,850,515	営業未払金	224,555
営業未収入金	146,776	短期借入金	1,099,000
販売用不動産	43,493,097	1年内返済予定の長期借入金	2,770,374
前渡金	1,130,891	未払金	412,835
前払費用	174,837	未払費用	29,698
その他	89,429	リース債務	20,458
固定資産	**8,169,226**	未払法人税等	1,523,866
有形固定資産	**522,356**	未払消費税等	29,395
建物及び構築物	359,588	預り金	196,053
工具、器具及び備品	74,666	前受金	45,000
土地	3,758	前受収益	97,513
リース資産	84,342	1年内返還予定の預り保証金	1,404,118
無形固定資産	**13,975**	その他	1,373
商標権	434	**固定負債**	**43,329,816**
その他	13,540	長期借入金	42,604,523
投資その他の資産	**7,632,895**	長期預り敷金保証金	163,955
投資有価証券	300,462	リース債務	69,674
関係会社株式	6,041,020	繰延税金負債	448,295
関係会社出資金	4,000	その他	43,367
出資金	505,161	**負債合計**	**51,184,058**
敷金及び保証金	482,926	**純資産の部**	
長期前払費用	96,874	**株主資本**	**24,702,346**
その他	291,608	**資本金**	**3,048,547**
貸倒引当金	△89,160	**資本剰余金**	**4,657,957**
		利益剰余金	**16,995,921**
		自己株式	**△79**
		その他の包括利益累計額	**△831,630**
		その他有価証券評価差額金	**△27,939**
		為替換算調整勘定	**△803,690**
		純資産合計	**23,870,716**
資産合計	**75,054,774**	**負債・純資産合計**	**75,054,774**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**74,187,219**
売上原価		**65,086,742**
売上総利益		**9,100,476**
販売費及び一般管理費		3,855,806
営業利益		**5,244,670**
営業外収益		
受取利息	5,550	
受取配当金	973	
有価証券利息	5,870	
持分法による投資利益	166,856	
償却債権取立益	22,704	
業務受託料	100,475	
為替差益	79,806	
その他	21,206	403,442
営業外費用		
支払利息	729,090	
資金調達費用	272,050	
その他	47,507	1,048,649
経常利益		**4,599,463**
特別利益		
投資有価証券売却益	116,810	
新株予約権戻入益	13,394	130,204
特別損失		
子会社整理損	101,691	101,691
税金等調整前当期純利益		**4,627,976**
法人税、住民税及び事業税	1,537,505	
法人税等調整額	△87,005	1,450,500
当期純利益		**3,177,475**
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,177,475**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

残高及び変動事由	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,900,258	4,509,668	14,810,593	△79	22,220,441
当期変動額					
新株の発行	148,288	148,288			296,577
剰余金の配当			△992,148		△992,148
親会社株主に帰属する当期純利益			3,177,475		3,177,475
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	148,288	148,288	2,185,327	－	2,481,905
当期末残高	3,048,547	4,657,957	16,995,921	△79	24,702,346

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△24,217	△604,579	△628,797	20,216	21,611,860
当期変動額					
新株の発行					296,577
剰余金の配当					△992,148
親会社株主に帰属する当期純利益					3,177,475
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,722	△199,110	△202,833	△20,216	△223,049
当期変動額合計	△3,722	△199,110	△202,833	△20,216	2,258,855
当期末残高	△27,939	△803,690	△831,630	－	23,870,716

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数	18社
②主要な連結子会社の名称	地主アセットマネジメント株式会社 JINUSHI USA INC. 地主フィナンシャルアドバイザーズ株式会社 ニューリアルプロパティ株式会社 クマガイ オーストラリア ファイナンス PTY.リミテッド ケージー ランド ニューヨーク コーポレーション クマガイ オーストラリア PTY.リミテッド

クマガイ インターナショナル リミテッドは当連結会計年度に清算をしたため、連結の範囲から除外いたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用関連会社の数	1社
②持分法適用関連会社の名称	トンネルホールディングスPTY.リミテッド

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、JINUSHI USA INC.、ケージー ランド ニューヨーク コーポレーション、エヌアールピー ホールディングコーポレーション、クマガイ オーストラリア PTY.リミテッド、クマガイ オーストラリア ファイナンス PTY.リミテッド及び他３社の決算日が、12月31日であります。

ただし、１月１日から連結決算日３月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

上記以外の連結子会社の事業年度は、当社と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

ⅰ．有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 なお、時価のあるその他有価証券のうち、「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

ⅱ．たな卸資産

販売用不動産	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

ⅰ．有形固定資産

（リース資産を除く）	定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。 なお、耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　８～18年 工具、器具及び備品　４～20年
ⅱ．無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
ⅲ．リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
ⅳ．長期前払費用	均等償却を採用しております。 なお、借地権については、賃借期間で均等償却を行っております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

営業未収入金及びその他金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④重要なヘッジ会計の方法

ⅰ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。特例処理の要件を満たす借入金に係る金利スワップについては、特例処理を採用しており、振当処理の要件を満たす借入金に係る通貨スワップについては、振当処理を採用しております。

ⅱ．ヘッジ手段とヘッジ対象

a．ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

b．ヘッジ対象・・・借入金、借入金利息

ⅲ．ヘッジ方針

金利スワップ取引、通貨スワップ取引はいずれも為替変動リスクを回避する目的で行っており、投機的取引は行わない方針としております。

ⅳ．ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引、通貨スワップ取引についてはヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

ⅰ．消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用としております。

ただし、たな卸資産以外の資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、５年間で均等償却しております。

ⅱ．繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理をしております。

3．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産	42,076,616千円
現金及び預金	383,267千円

②担保付債務は次のとおりであります。

１年内返済予定の長期借入金	2,770,374千円
長期借入金	42,604,523千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　141,562千円

(3) コミットメントライン等

当社グループは、資金調達の機動的かつ安定的な調達を行うため、金融機関とコミットメントラインの契約及び借入枠設定契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメント及び貸出枠に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

①コミットメントライン契約

貸出コミットメントの総額	6,700,000千円
借入実行残高	461,000千円
差引額	6,239,000千円

②借入枠設定契約

貸出枠の総額	22,300,000千円
借入実行残高	638,000千円
差引額	21,662,000千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末の株式数
普通株式	18,285,800株

（2）剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

2019年６月21日開催の第19期定時株主総会決議による配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
992,148千円	55円	2019年３月31日	2019年６月24日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年６月25日開催予定の第20期定時株主総会決議による配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
1,005,711千円	利益剰余金	55円	2020年３月31日	2020年６月26日

5．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期、長期ともに安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入によることを基本方針としております。デリバティブ取引は、借入金に係る通貨スワップ及び借入金に係る支払利息の変動リスクに対するヘッジ目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されています。当該リスクに関しては、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

賃借物件等において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されていますが、各営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務や借入金は流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されていますが、各部署からの報告に基づき担当部署が月次で資金繰計画を作成することにより流動性リスクを管理しております。なお、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されていますが、定期的に発行企業の財務状況等を把握しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
①現金及び預金	21,850,515千円	21,850,515千円	－千円
②営業未収入金	146,776	146,776	－
③投資有価証券			
その他有価証券	268,462	268,462	－
資産計	22,265,754	22,265,754	－
①営業未払金	224,555	224,555	－
②短期借入金	1,099,000	1,099,000	－
③１年内返済予定の長期借入金	2,770,374	2,770,374	－
④リース債務（*）	90,133	89,482	△650
⑤未払法人税等	1,523,866	1,523,866	－
⑥長期借入金	38,036,932	38,036,932	－
負債計	43,744,862	43,744,211	△650

（*）リース債務は、リース債務（流動）とリース債務（固定）の合計金額であります。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

資　産

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

①営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③１年内返済予定の長期借入金
１年内返済予定の長期借入金のうち、固定金利によるものは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。
④リース債務
これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
⑤未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
⑥長期借入金
長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引
①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）
金利スワップの一体処理（振当処理・特例処理）	金利の交換を含む通貨スワップ取引	長期借入金	4,567,590	4,567,590	（注）
合計			4,567,590	4,567,590	－

（注）金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額
①投資有価証券（＊1）	
その他有価証券　非上場株式	32,000千円
②関係会社株式（＊4）	6,041,020
③敷金及び保証金（＊2）	482,926
④１年内返還予定の預り保証金（＊3）	1,404,118
⑤長期預り敷金保証金（＊3）	163,955
⑥長期借入金（＊4）	4,567,590

（＊1）市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産　③投資有価証券」には含めておりません。

（＊2）賃借物件において預託している敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（＊3）賃貸物件における賃借人から預託されている１年内返還予定の預り保証金及び長期預り敷金保証金は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（＊4）市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

６．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　1,305円43銭

（2）１株当たり当期純利益　174円59銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

８．その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**63,990,966**	**流動負債**	**7,604,732**
現金及び預金	20,257,088	営業未払金	205,366
営業未収入金	76,271	短期借入金	1,099,000
販売用不動産	42,101,656	1年内返済予定の長期借入金	2,770,374
前渡金	1,119,572	未払金	305,610
前払費用	155,347	未払費用	30,600
その他	281,030	リース債務	20,458
固定資産	**3,554,831**	未払法人税等	1,467,860
有形固定資産	**448,487**	未払消費税等	7,238
建物	307,464	預り金	155,002
工具、器具及び備品	52,922	前受金	45,000
土地	3,758	前受収益	94,102
リース資産	84,342	1年内返還予定の預り保証金	1,404,118
無形固定資産	**12,576**	**固定負債**	**40,230,563**
商標権	434	長期借入金	39,996,932
ソフトウェア	12,141	長期預り敷金保証金	163,955
その他	0	リース債務	69,674
投資その他の資産	**3,093,767**	**負債合計**	**47,835,295**
投資有価証券	298,212	**純資産の部**	
関係会社株式	365,415	**株主資本**	**19,738,530**
関係会社出資金	232,898	**資本金**	**3,048,547**
出資金	505,161	**資本剰余金**	**3,026,992**
関係会社長期貸付金	1,029,569	資本準備金	3,026,992
敷金及び保証金	368,143	**利益剰余金**	**13,663,069**
長期前払費用	94,458	その他利益剰余金	13,663,069
繰延税金資産	138,816	繰越利益剰余金	13,663,069
その他	61,392	**自己株式**	**△79**
貸倒引当金	△300	**評価・換算差額等**	**△28,028**
		その他有価証券評価差額金	**△28,028**
		純資産合計	**19,710,501**
資産合計	**67,545,797**	**負債・純資産合計**	**67,545,797**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**72,827,432**
売上原価		**64,133,150**
売上総利益		**8,694,281**
販売費及び一般管理費		3,033,600
営業利益		**5,660,681**
営業外収益		
受取利息	9,914	
受取配当金	933	
有価証券利息	5,870	
投資事業組合運用益	16,092	
受取手数料	32,854	
その他	1,837	67,503
営業外費用		
支払利息	543,895	
資金調達費用	272,050	
その他	50,614	866,561
経常利益		**4,861,623**
特別利益		
新株予約権戻入益	13,394	13,394
税引前当期純利益		**4,875,017**
法人税、住民税及び事業税	1,496,537	
法人税等調整額	3,161	1,499,698
当期純利益		**3,375,318**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

残高及び変動事由	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,900,258	2,878,703	2,878,703	11,279,899	11,279,899	△79	17,058,782
当期変動額							
新株の発行	148,288	148,288	148,288				296,577
剰余金の配当				△992,148	△992,148		△992,148
当期純利益				3,375,318	3,375,318		3,375,318
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	148,288	148,288	148,288	2,383,170	2,383,170	－	2,679,748
当期末残高	3,048,547	3,026,992	3,026,992	13,663,069	13,663,069	△79	19,738,530

残高及び変動事由	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△24,373	△24,373	20,216	17,054,625
当期変動額				
新株の発行				296,577
剰余金の配当				△992,148
当期純利益				3,375,318
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,655	△3,655	△20,216	△23,872
当期変動額合計	△3,655	△3,655	△20,216	2,655,876
当期末残高	△28,028	△28,028	－	19,710,501

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

①子会社及び関連会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のあるもの　　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。なお、時価のあるその他有価証券のうち、「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

③たな卸資産

販売用不動産　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（2）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	８～18年
工具、器具及び備品	４～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用　　均等償却を採用しております。

なお、借地権については、賃借期間で均等償却を行っております。

（3）引当金の計上基準

貸倒引当金

営業未収入金及びその他金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用としております。

ただし、たな卸資産以外の資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、５年間で均等償却しております。

②繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理をしております。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産	42,076,616千円

②担保付債務は次のとおりであります。

１年内返済予定の長期借入金	2,770,374千円
長期借入金	38,036,932千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　127,219千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

短期金銭債権	236,618千円
短期金銭債務	86,163千円
長期金銭債務	1,960,000千円

(4) コミットメントライン等

当社は、資金調達の機動的かつ安定的な調達を行うため、金融機関とコミットメントラインの契約及び借入枠設定契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメント及び貸出枠に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

①コミットメントライン契約

貸出コミットメントの総額	6,700,000千円
借入実行残高	461,000千円
差引額	6,239,000千円

②借入枠設定契約

貸出枠の総額	22,300,000千円
借入実行残高	638,000千円
差引額	21,662,000千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高（収入分）	42,684千円
営業取引以外の取引による取引高（支出分）	8,100千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式　141株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
借地権否認額	21,593千円
ゴルフ会員権評価損	6,240千円
未払事業税	77,346千円
その他	74,584千円
繰延税金資産小計	179,765千円
評価性引当額	38,608千円
繰延税金資産合計	141,156千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,340千円
繰延税金負債合計	2,340千円
繰延税金資産の純額	138,816千円

7．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科　目	期末残高(千円)
子会社	ニューリアルプロパティ株式会社	(所有)間接100.0	資金の借入	資金の借入(注)	1,620,000	長期借入金(注)	1,620,000
			役員の兼任	利息の支払(注)	6,021	未払費用	6,021

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入については、市場金利等を勘案して決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注) 1	科　目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	入江賢治	(被所有)直接 1.4	当社常務取締役	新株予約権（ストックオプション）の行使(注) 2	35,250	－	－

(注) 1.「取引金額」欄は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 新株予約権行使は、2014年８月14日開催の取締役会において発行決議された新株予約権の行使によるものです。

8. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,077円92銭
(2) １株当たり当期純利益　185円46銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月19日

日本商業開発株式会社
取　締　役　会　御中

ひびき監査法人
大阪事務所
代表社員 業務執行社員　公認会計士　道　幸　静　児㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　坂　東　和　宏㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本商業開発株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本商業開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月19日

日本商業開発株式会社
　取　締　役　会　御中

ひびき監査法人
大阪事務所
代表社員 業務執行社員　公認会計士　道　幸　静　児㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　坂　東　和　宏㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本商業開発株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、内部監査部門から子会社を含む監査の結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びひびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

日本商業開発株式会社　監査役会
常勤監査役(社外)　尾　﨑　一　義　㊞
監査役(社外)　清　水　　章　㊞
監査役(社外)　谷　口　嘉　広　㊞

以　上

株主総会会場 ご案内略図

開催場所　大阪市北区梅田二丁目5番25号
ザ・リッツ・カールトン大阪4階 ザ・リッツ・カールトン・ボールルーム
TEL.06－6343－7000（代表）

お知らせ　**本定時株主総会より当日ご出席の株主様へお配りしておりました「お土産」は取りやめさせていただきます。**

最寄り駅のご案内

J　R ●**「大阪駅」**　桜橋口より徒歩 **約7分**
●**「北新地駅」**　西改札口より徒歩 **約7分**

阪　神 ●**「大阪梅田駅」**　西出口より徒歩 **約5分**

阪　急 ●**「大阪梅田駅」**　中央改札口より徒歩 **約15分**

地下鉄 ●四つ橋線**「西梅田駅」**　北改札口より徒歩 **約5分**
●御堂筋線**「梅田駅」**　南改札口より徒歩 **約10分**
●谷町線**「東梅田駅」**　北西改札口より徒歩 **約12分**

※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承ください。



NAVITIME

出発地から
株主総会会場まで
スマートフォンが
ご案内します。

目的地入力は
不要です!!

- 乗り換え検索
- 駅出入口まで分かる
- 最寄駅からナビ誘導

地下通路のご案内



ガーデンアベニュー（地下通路）をご利用の方は、JR大阪駅桜橋口方面から、地下鉄西梅田駅を過ぎてさらに西進しますと、通路左手にホテル案内板 6 31 がありますので、案内に沿ってお越しください。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK